

着信事業者が設定する音声接続料の在り方に関する 検討の方向性(案)

令和5年6月27日

事 務 局

指定設備設置事業者のビル&キープ方式の選択可能化について

論点整理②

- (デファクトスタンダードになってしまう、小規模事業者の回線を消費するといった懸念に関する事業者からの) 指摘も踏まえ、仮にビル&キープ方式を選択可能とする場合の事業者間協議の適正性を確保するための制度的措置に関し、例えば、以下の事項についてどのように考えるか。
 - **ビル&キープ方式に合意する条件**を接続約款に定めることとすべきか。(定めることとする場合、) どのような条件について接続約款に定めることとすべきか。(例：呼種、接続形態等)
 - **求められれば他の事業者にも同様の条件でビル&キープ方式に応じることを義務づけること**とすべきか。
 - 当該指定設備設置事業者の他事業者のビル&キープ方式に係る**合意の状況について確認するための措置**をとるべきか。
- ビル&キープ方式を原則化することについては、引き続き、様々な観点から丁寧な議論を要するところ、(事業者から意見のあった) 効果等を踏まえ、まずは**部分的な導入を図る方策として指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能とすること**について、どのように考えるか。

ビル&キープ方式の選択可能化について、選択可能化に当たって必要な制度的措置等と合わせてどのように考えるか。(→P.2)

3. ビル&キープ方式について

論点整理①

- ビル&キープ方式を原則化することについては、原則化すべきとの意見・すべきでないとの意見の双方があった。各事業者からの意見を暫定的に分類すると、(A) メリットとその評価、(B) デメリットとその評価、(C) 対象とするべき呼種・接続形態、(D) 利用者料金等への影響、(E) 導入の進め方等、等があったところであり、**着目している観点・議論の趣旨はそれぞれ種々であった。それぞれの論点について、具体的な議論を進めるべきではないか。**

4. 議論の進め方について

論点整理①

- ビル&キープ方式を原則化する場合、**電話市場における競争、事業、料金等の前提となっている、現行の事業者間精算方式を変更するものであることに鑑みれば、利用者料金等に及ぼす効果**も含め、様々な観点についてそれぞれ明確化を図りつつ、**丁寧な議論を進めていくことが適当**のではないか。
- また、仮に原則化を行う場合の**制度的な裏付け・我が国の接続ルールの中での位置付け**についても併せて整理を要するのではないか。

ビル&キープ方式を原則的な音声接続の方式とすることに関する今後の議論の進め方についてどのように考えるか。(→P.9)

第73回会合（令和5年5月30日）においては、指定設備設置事業者のビル&キープ方式の選択可能化について

- ・ 指定設備設置事業者との間の接続料取引においてビル&キープ方式を選択しない事業者も含めた問題が具体的にどのようなものか
- ・ 公正競争に与える効果

等について、関係事業者から聴取した意見を踏まえ、具体的な議論を進めた。

構成員意見

（事業者の懸念に関する意見）

- 小規模事業者から様々な心配事が示されたが、音声市場は今、そういった懸念が生じうる市場であると認識している。こういった**事業者の懸念事項**に関しては、総務省として、問題を緩和できるような条件の整備・準備をしていただきたい。そういった準備・整備をしながら、合意の下でビル&キープ方式を選択可能にすることは理解できる。【佐藤構成員】
- 小規模事業者の懸念事項とともに、指定設備設置事業者の間においても、少し距離感がある意見が確認できているので、いかにこの意見をまとめていくか、今後議論を行っていただきたい。【西村（暢）構成員】
- 着信接続料収入への依存が大きい事業者にとって、これがゼロになってしまうビル&キープ方式は、経営に甚大な影響があることが指摘されている。そのような事業者にまでビル&キープ方式を強要することは無理があると思われ、論点整理案の通り選択制とすることが良い。その上で、ビル&キープ方式を望まない中小規模の事業者等に対してビル&キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できることを保証することも制度上必要。

（指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能となることが公正競争に与える効果に関する意見）

- 一部事業者から、ビル&キープ方式を導入できれば、コスト削減効果を利用者に還元すると書いていただいた。政策としてビル&キープ方式等を導入していく効果については、どこの企業が得をし、損をするかではなく、最終的に競争に寄与し、あるいは利用者の利益に還元できるかで測るべきであり、利用者への還元について答えていただいたことを評価したい。【佐藤構成員】
- また、そういう意味では、ビル&キープ方式が部分的に導入された後、何らかの競争のメリットが生じているか、利用者に利益が還元されていくかどうかについて注視していくべき。【佐藤構成員】

（コスト減少効果に関する意見）

- 接続料の算定コストの軽減は、一般の利用者への還元につながる。【辻座長】
- いわゆるサービス呼はなかなかビル&キープ方式の対象にはならないと思われるため、接続料は算定する必要は必ず残る。それでも、サービス呼だけのために接続料を算定すればよい状態になれば扱うトラフィック量も大分減るので、マンパワー削減にはなると聞いている。【相田構成員】

問（関口構成員） 約款化の必要性の有無、約款化した場合の呼種、接続形態等の条件付けについてどのように考えるか。

事業者意見（指定設備設置事業者）

（NTT東日本・西日本）

- 着信接続料については事業者間協議を通じた合意形成が基本であり、それは指定事業者においてビル&キープ方式の採用が可能となったとしても変わらないことから、**接続約款においても、当社と接続事業者のいずれか一方の意思のみでビル&キープ方式を採用できるものではなく、双方の合意が前提になることは明記する必要**がある。
- 一方、ビル&キープ方式の**対象呼種等の具体的な内容については、**ビル&キープ方式が指定事業者、非指定事業者双方の接続料の適用や精算に係るものであり、協議を通じて合意形成を図っていくものである以上、**接続約款等において一方的に定めることは難しい。**

（NTTドコモ）

- 着信接続料については個別の事業者との協議を通じて合意形成を図ることが基本であり、一方的にビル&キープ方式を採用することにはならない。
- また、ビル&キープ方式の導入に係る必要な措置として、**接続約款に何らかの規定を追加する必要**があると考え。ただし、**具体的な内容については、今後の議論を踏まえて検討する必要**がある。
- なお、その前提として、**二種指定事業者がビル&キープ方式の選択制を接続約款に記載することについて、**総務大臣が事業法第34条第3項に基づく**約款変更命令を出さないことを制度上担保いただく必要がある。**

（KDDI）

- 音声トラヒックは直近10年で25%減少しており、今後も市場の縮小が見込まれること、また、PSTNマイグレーションによる接続の簡素化といった環境変化等を踏まえれば、通信業界全体で事業者間協議・精算実務の簡素化・効率化を検討する時期。全事業者一律でビル&キープ方式を導入することによって業務の簡素化・効率化を図り、持続可能な事業環境を整えていくことが、音声利用に係る利用者利便の維持に繋がる。
- 着信接続料収入への依存が大きい事業者の形態としては、主に①着信課金サービス（0120、00XY）の着信事業者、②トラヒック・ポンピングによる接続料収入を目的とした着信事業者の2つが考えられる。
- ①については、ビル&キープ方式が双務の関係にある接続事業者間において、相互に発生する接続料を互いに請求しないという考え方が基本であることを踏まえれば、**着信課金サービスは片務的な呼種であり、ビル&キープ方式の対象外と考える。**②については、総務省の考え方が示されたことで、トラヒック・ポンピングは、一定の解決が図られるものとするが、それでもなお、解決が図られないようであれば、米国の事例のように、ビル&キープ方式の導入は有効な解決策になるものとする。
- ①、②のほかに、通常の発着信トラヒックの不均衡等により、着信接続料収入が発信に係る接続料支払を上回る中小規模の事業者の中には、ビル&キープ方式を望まない場合もあると考える。（全事業者一律のビル&キープ方式導入が望ましいと考えるが、）このような中小規模の事業者に関しては、ビル&キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できる期間を当分の間設けるなど、一定の移行期間を設けることは考えられる。
- なお、ビル&キープ方式導入に際し、**対象の呼種**（または対象外呼種）、**接続形態等の条件を接続約款に規定することは、接続における公平性・透明性の確保につながる。**

事業者意見（指定設備設置事業者）

（ソフトバンク回答）

- ビル&キープ方式を強要することは無理があると思われ、論点整理案の通り選択制とすること及びビル&キープ方式を望まない事業者に対してビル&キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できることを保証することは必要。なお、ビル&キープ方式の選択においては、事業規模の大小に依らず、双方の合意の下で採用されるべき。
- その上で、約款化の必要性の有無、約款化した場合の呼種、接続形態等の条件付けに関しては、例えば、**サービス呼等ビル&キープ方式の採用が不適切な呼種や接続形態以外について、従来の精算方式に加え、ビル&キープ方式も選択できる旨の規定を新たに接続約款に設けるとともに、指定事業者又は接続事業者（指定設備設置事業者・非指定事業者問わず）の一方的な要望のみで強制的に採用されないよう「両者が合意した場合に限り選択できる」といった要素も当該規定に盛り込む必要**があると現時点では想定。
- また、ビル&キープ方式の採用が強制されることがないことを担保するためには、約款化だけではなく、**接続料算定研究会の報告書や事業者間協議の円滑化に関するガイドライン等で**以下のような「**2社間の協議において、強制的にビル&キープ方式の採用を求めることは適切でない（業務改善命令に該当する等）**」 **この具体例を明示いただくことも有効。**
 - <具体例>
 - ・ ビル&キープ方式を選択しない事業者に合理的な理由なく、精算に係るコストの一部負担を求めるなど不当な差別的取扱があった場合
 - ・ ビル&キープ方式に合意後、トラヒック状況の変化を理由に一方の事業者が従来の精算方式への見直しを申し出たにも関わらず、合理的な理由なく応じない場合
 - ・ ビル&キープ方式の採用を拒否していることを理由に、他サービスや他設備の接続協議を遅延させる又は接続を拒否する場合

事業者意見（非指定事業者）

（接続約款において必要な措置に関する意見）

- 指定設備設置事業者による競争上の優位性を用いた協議に陥らない為に、**約款にビル&キープ方式が選択可能となる条件を規定することに賛成。**
- 約款には「指定設備設置事業者と非指定設備設置事業者の双方が合意した場合に限りビル&キープ方式が適用されること」や「一方の事業者がビル&キープ方式を望まない場合には、従来の精算方式に基づく事業者間協議を行うこと」など、**ビル&キープ方式を適用する場合は、双方の合意が必要となることや、一方の事業者がビル&キープ方式を望まない場合は、従来の精算方式にかかる接続料水準の協議が行われるなどの記載が盛り込まれることが適切。**【以上2件、ZIP Telecom】
- 従来の精算方式とビル&キープ方式との選択制が不可避の場合には、**約款化に際して、以下の事項の盛り込みを希望。**
 - ・ 原則として、呼種や接続形態等の条件を付けず、**LRIC 方式をベースとした接続料を提示すること**
 - ・ 例外として、**接続事業者が合意した場合のみ、ビル&キープ方式を選択できること**【IPS Pro】

事業者意見（非指定事業者）

（接続約款に関する意見（続き））

- ビル&キープ方式は基本的にはトラヒックが均衡にあることが前提に採用される方式と考えており、トラヒックが不均衡な事業者が存在する現状においては従来の事業者精算方式を採用することが接続事業者の事業継続性や利用者利便の確保に資するものとする。このことから、全事業者一律採用や片方だけの要望による強制採用につながらない制度とすることが自由で公正な競争環境の整備には肝要であり、これを担保するための措置として約款化は必要。【オプテージ】
- 交渉上の優位性及び情報の非対称性を配慮すると、どちらを選択するかを強制されるのではなく、接続事業者側が選択できることが望ましい。したがって、接続約款において、事業者間協議の適正性を確保する観点から従来の精算方式に加え、ビル&キープ方式を接続事業者側が選択できることを規定していただく必要がある。【楽天モバイル】
- IMS接続を導入するMVNOにとっては、ビル&キープ方式により相互接続先の他事業者との協議や事業者間精算の事務的コストの軽減が期待される。指定設備事業者は強い交渉力を有していることから、非指定設備事業者との間で接続方式に係る協議が不調とならないよう、制度としてMVNOの選択可能性が担保されることが重要であり、約款化は必要。【MVNO委員会】
- ビル&キープ方式が適用される場合の呼種、接続形態については、一般呼、サービス呼等の区分に関係なく全ての呼種、接続形態に適用されることが適当。いずれかの接続料をビル&キープ方式の適用外とした場合、当該呼種については事業者間協議を要することとなり、指定設備設置事業者による競争上の優位性を用いた協議の可能性、協議に要する時間的コストや特定の呼種のみを対象とした網使用料精算にかかる人的・設備的コスト等の観点からも適当ではない。【ZIP Telecom】
- 「非指定電気通信設備に対して、原則、事業者間精算は実施するが、条件付きで、選択可能かつ、双方が合意する場合に限り実施可能」である旨を接続約款に記載してはどうか。非指定電気通信設備側が、ビル&キープを要望する場合に限って、ビル&キープを選択可能にする。【エネルギー】
- 仮にビル&キープ方式が事業者間協議によって決定される場合、交渉上の優位性によって大手事業者に有利な料金精算方式や条件が設定されることや、特定の接続事業者との接続条件に他者との差異を生じさせることで、間接的に特定の事業者が競争上不利な立場におかれることなどが懸念される。公平性及び透明性確保について手当が必要である。
 - ・ 接続約款において精算方式を明示すること
 - ・ 接続事業者が精算方式を選択・決定すること
 - ・ 全呼種を対象とすること（着信課金等の付加番号も含む）
 - ・ 接続約款に基づく詳細な接続条件（技術的条件、精算、呼種、接続約款に基づかない提供機能の有無、網機能改造等）が開示されること【JUSA】

事業者意見（非指定事業者）

（接続約款以外の点において、選択可能化に関して必要な措置）

- 制度整備後の事業者間での接続協議において、従来の接続ルールと同様に指定設備設置事業者は特定の事業者に対し不当に差別的な取扱いをしないことが重要。この点、非指定設備設置事業者の希望する接続方式をトラヒックの状況等を理由として拒むことは、不当な差別的取扱いに該当するものと考えており、今回の制度整備後においても適正な協議がなされているか総務省による継続的な確認が必要。【オペレーティング】
- ビル&キープ方式の採用が、当事者間の適切な協議を経て合意されたものであることを検証できるようにすること及び透明性を確保する観点から、ビル&キープ方式による相互接続協定の締結または変更については、認可または事前届出事項とすることが妥当。なお、接続料規則や接続約款においては、「両当事者間において、特段の合意がある場合は、総務大臣の認可（届出）を条件として、規則または約款によらない料金とすることができ」等と規定することが妥当。【アルテリア】
- 指定設備設置事業者から提示された接続条件・状況等を他の接続事業者や総務省、団体等に対して共有が可能であること。また希望する複数の接続事業者が参加する接続協議が、接続事業者側の希望によって実現可能であること。【JUSA】
- ビル&キープ方式を制度として運用する場合、自網コストの効率化インセンティブが強く働くとの意見があったところ、設備の効率的運用が接続料の継続的な低下に現に繋がっているかを中長期的に注視すべき。【MVNO委員会】
- ビル&キープを導入する場合は、かけ放題呼を取り扱うサービス等によって発生したトラフィックをビル&キープの対象から除外し、これらに伴う費用を発側事業者が負担する仕組みとしつつ、従来通り事業者間精算すべきと考える。【エネルギー】

- 指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択できるようにする場合に必要な制度的措置について、（接続事業者は）ビル&キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できること（ビル&キープ方式を適用する場合は、双方の合意が必要となること。適用しない場合は、従来の接続料が適用されること。）を接続約款に規定することについては、概ね意見が一致。
- また、呼種、接続形態等の条件付けについて、公平性・透明性の確保の観点等から約款化に賛成する意見がある一方で、接続約款等において一方的に定めることは難しいとの意見もあった。
- ビル&キープ方式の対象とする呼種については、協議等に要するコストの観点から全ての呼種が適当とする意見、着信課金サービス等の片務的な呼種については対象外とする意見があった。
- これらのほか、以下の制度的措置について提案があった。
 - ・ 特定の事業者に対し不当に差別的な取扱い（希望する接続方式をトラヒックの状況等を理由として拒むことを含む。）をしないこと
 - ・ 指定事業者から提示された接続条件・状況等を他の接続事業者等に共有可能であること

ビル&キープ方式を原則化することについては、引き続き様々な観点から丁寧な議論を要するところ、先行的に検討した指定設備設置事業者のビル&キープ方式の選択可能化については、以下のように整理することが適当ではないか。

(選択可能化の効果)

- 指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能となることが公正競争環境に与える効果として、指定設備設置事業者や他の事業者がビル&キープ方式を選択していくことにより、利用者料金の低廉化・多様化等の効果が期待できると考えられるのではないか。

(選択可能化に際して講ずべき措置)

- 一部の事業者の指摘する「ビル&キープ方式を選択しない事業者も含めた問題」については、その懸念の根本は、指定設備設置事業者の交渉上の優位性を背景とした圧力等により、他事業者がビル&キープ方式を選択せざるを得ない状況になるという懸念にあると考えられるのではないか。
- この点、指定設備設置事業者の持つ交渉上の優位性に鑑みれば、無限定に選択可能とした場合、そのような事態が生じるおそれは否定されないことから、選択可能とした場合には、指定設備制度の下で何らかの制度的措置を講じる必要があるのではないか。 具体的には、次のような制度的措置をとることにより、問題の発生を事前に抑止することが可能であると考えられるのではないか。
 - ・ ビル&キープ方式に合意する条件（合意の対象とする接続の形態等）を接続約款に具体的に定めること。
 - ・ 一の事業者との間でビル&キープ方式を選択した場合、求められれば他の事業者にも同様の条件でビル&キープ方式に基づく接続に応じることについて、接続約款に定めること。
 - ✓ 従来の接続料精算を継続し、又は従来の接続料精算を再開することを希望する事業者に対し、これを拒まないことを含む。
 - ✓ なお、選択可能とするのみである以上、従来の接続料精算に用いる接続料については、引き続き、法令等に基づいてコストベースの接続料を算定し、接続約款に定めるべきことについては、当然。
 - ・ 当該指定設備設置事業者の他事業者のビル&キープ方式に係る合意の状況及びビル&キープ方式に係る協議において不当な差別的取扱いを行っていないかなどについて、報告を求める等により総務省が確認するための措置をとること

(制度整備の進め方)

- 以上を踏まえ、まずはビル&キープ方式の部分的な導入を図る方策として、指定設備設置事業者が接続する二者間の合意に基づきビル&キープ方式を選択可能とすることが適当ではないか。
- 総務省においては、本研究会における議論を踏まえ、指定電気通信設備制度において、指定設備設置事業者の交渉上の優位性を背景としたビル&キープ方式の強要が生じないための措置を講じつつ、ビル&キープ方式を選択可能とするための具体的な制度整備を進めることが適当ではないか。
- また、制度整備以降の音声における利用者料金及び卸料金の動向については、総務省において注視していくことが必要ではないか。

選択可能化に係る制度整備の進め方(例)

一種指定設備制度（固定系）

二種指定設備制度（移動系）

現状

- 接続約款の認可要件として接続料を「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額に照らして公正妥当なもの」（電気通信事業法第33条第4項第2号）とするよう定められており、いわゆる「コストベース」での接続料算定・設定が義務づけられている。
- ⇒ NTT東日本・西日本においては、接続料を0円と定めることは本規定との関係で不可能。
- ただし、「その内容からみて利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定めるもの」（同条第3項）については認可を要さないため、この限りではない。

- 接続料が「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えるもの」（電気通信事業法第34条第3項第2号）であることが接続約款変更命令の要件とされている。
- ⇒ これまで、接続料の算定・設定については、第一種指定設備と同様、コストベースを基本に行われており、接続料を0円と定めることは本規定との関係においては接続約款変更命令の対象とはならないものの、他の観点から問題がないかについては確認が必要。

制度整備(例)

- ビル&キープ方式を選択する場合の接続料について、「その内容からみて利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に及ぼす影響が比較的少ないもの」に位置付け、事前届出制にしたうえで、接続料を0円と設定することが考えられる。

- ビル&キープ方式を選択する場合の接続料を0円と設定することについて接続約款変更命令の対象とならないことをMVNOガイドラインにおいて明らかにすることが考えられる。



- ビル&キープ方式を選択可能とする際の条件等について、接続約款記載事項（電気通信事業法第33条第4項第1号ホ、第34条第3項第1号ホ）とすることが考えられる。

(※) 非指定事業者においては、接続料・接続条件は当事者たる事業者間の協議により定めることが基本とされているため、現在でもビル&キープ方式を採用することが可能。

着信事業者の設定する音声接続料の在り方については、これまで、ビル&キープ方式の是非等の観点から様々に議論いただいたところ、ビル&キープ方式を原則的な音声接続の方式とすること（原則的ビル&キープ方式）については、今後、総務省において情報通信審議会に諮問し、次の点を中心に議論を進めていくことが適当ではないか。

議論を進めていくべき事項

- ・ 音声接続において、事業者間協議では解決し得ない問題（着信網の独占性に起因する着信接続料の高止まり、協議における有効なルールがない等）が存在するとの指摘についてどのように考えるか。
- ・ ビル&キープ方式について挙げられたメリット（自網コストの効率化、事業者間の公平性、音声接続のコスト削減、参入障壁の軽減等）及びデメリット（小規模事業者の事業継続、競争への影響、コスト回収への影響等）についてどのように考えるか。
- ・ 海外におけるビル&キープ方式の導入に関する検討を踏まえてどのように考えるか。
- ・ 対象とするべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種についてどのように考えるか。
- ・ 利用者料金等に及ぼす効果についてどのように考えるか。
- ・ 仮に原則化を行う場合の我が国の接続制度の中での位置付けについてどのように考えるか。
- ・ 仮に原則化を行う場合、影響緩和に関する措置（経過措置等）や、導入時期についてどのように考えるか。

問(西村(暢)構成員 → ZIP Telecom・IPS Pro・アルテリア)

指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択できるようになることにより、電話の市場を抑圧的にしてはならないという観点で、先般ご指摘いただいたデファクトスタンダードになってしまう、小規模事業者の回線を消費するといった懸念について、具体的に教えていただきたい。

(ZIP Telecom回答)

- 指定設備設置事業者がビル&キープ方式の選択が可能となり、当該精算方式に合意する事業者が増えると、**複数の市場価格**(PSTN-LRIC、IP-LRIC、ひかり電話水準、ビル&キープ方式)のうち、**ビル&キープ方式が市場価格として認知**され、当該方式が事業者間の標準的な精算方式となり得る。
- 指定設備設置事業者が**競争上の優位性を用いて接続料に係る協議を行わないための規定が必要**。例えば「指定設備接続約款において非指定設備設置事業者がビル&キープ方式による精算を拒むことができ、通常の事業者間精算方式を望めばこれを受け入れる」等、**非指定設備設置事業者がビル&キープ方式を拒む選択ができるような制約が規定されれば**、非指定設備設置事業者はビル&キープ方式と通常の事業者間精算方式のいずれかを選択できることとなり、指定設備設置事業者が**競争上の優位性を用いて同意を強要する等の状況には至らない**。

(IPS Pro回答)

- 指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択すると、同方式が**事実上のルール、スタンダードとなり**、あるいは同方式を**希望する指定設備設置業者から同方式を受諾する圧力が強まる**ことが推測されるため同方式を指定設備設置事業者に認めることに反対。
- 我が国では、携帯電話/固定電話間の通話は携帯電話発信/固定電話着信のトラヒックが固定電話発信/携帯電話着信を大きく上回っており、ビル&キープ方式では、発信通話料収入が少ない固定電話通信が主力の事業者に大きな影響が発生。その結果、固定電話事業者の通信ネットワークの維持、サービス提供の継続が困難となる。特に当社のような小規模な固定電話事業者の経営への影響が大きく、大手通信事業者による寡占化が進み、利用者のサービスおよび事業者の選択肢が減り、利用者の利益を損ね、通信市場の健全な成長に悪影響を与える。
- **仮にビル&キープ方式を選択できるようになる場合であっても、選択しない場合の接続料が合理的に設定されるようにLRIC方式の堅持を希望**。
- **マイグレーション後の接続構成においても、繋ぐ機能POIビルを介して接続する構成に変わるものの、接続当事者間が合意したセッション数を設定するというボトルネックがあるため着信側の設備を増強が必要となる**という構造は、NTT東日本・西日本を介して接続する現在の接続構成と変わらない。
- ビル&キープ方式は発信/着信がバランスしている場合にのみ採用されうる方式であり、発信/着信がアンバランスな現在の市場には適合しない。因って当社はビル&キープ方式の導入には反対。

問(西村(暢)構成員 → ZIP Telecom・IPS Pro・アルテリア)

指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択できるようになることにより、電話の市場を抑圧的にしてはならないという観点で、先般ご指摘いただいたデファクトスタンダードになってしまう、小規模事業者の回線を消費するといった懸念について、具体的に教えていただきたい。

(アルテリア・ネットワークス回答)

- **ビル&キープ方式を拒否することが他サービス等の円滑な接続協議に影響するのではないかという懸念や忖度によるデファクトスタンダード化**
多くの中小規模の事業者は、指定設備設置事業者(特にNTT東日本・西日本)と、電話サービス以外のフレッツ光等の他のサービスや、コロケーション、光ファイバ等の他の設備についても接続を行っており、ビル&キープ方式の採用を拒否することにより、これら**他サービスや他設備の円滑な接続協議に影響が出るのではないかとの懸念や忖度**がなされ、デファクトスタンダード化していくことを懸念。
- **指定設備設置事業者(業界の大手)の意向であるビル&キープ方式を拒否することにより市場から誤解を受ける可能性**
NTT東日本・西日本等の指定設備設置事業者の意向である**ビル&キープ方式を拒否する中小規模の事業者が、市場(利用者)から、その正当性を考慮されることなく、単に一般に信頼されている大規模な事業者の意向に背く事業者であるといったバイアスのかかった認識をされる**おそれがあり、それを避けるために採用を受け入れざるを得なくなる事態についても、デファクトスタンダード化していく要因となると懸念。
 - これらの指摘について、どのように考えるか。
 - これらの指摘も踏まえ、仮にビル&キープ方式を選択可能とする場合の事業者間協議の適正性を確保するための制度的措置に関し、例えば、以下の事項についてどのように考えるか。
 - ビル&キープ方式に合意する条件を接続約款に定めることとすべきか。(定めることとする場合、)どのような条件について接続約款に定めることとすべきか。(例:呼種、接続形態等)
 - ・ 指定設備設置事業者側でどのような場合にビル&キープを選択できるのかを、事前に明確化、整理が必要。【第71回会合・エネルギー・コミュニケーションズ】
 - 求められれば他の事業者にも同様の条件でビル&キープ方式に応じることを義務づけることとすべきか。
 - ・ 求められれば他の事業者にも同様の条件でビル&キープ方式に応じることを義務づけることにより、公正競争上の問題は生じない。【第67回会合・NTT東日本・西日本】
 - ・ 当該事業者が他事業者と合理的な理由なく同方式を選択しないということがなければ、公正競争上の懸念はない。【第67回会合・NTTドコモ】
 - ・ 指定設備設置事業者は、接続事業者との協議において、ビル&キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できるように配慮する必要【第69回会合・楽天モバイル】
 - ・ 一部の事業者とビル&キープ方式を採用した際には、その他の希望事業者に対しても同等に取り扱う等、留意が必要。【第69回会合・オプテージ】
 - 当該指定設備設置事業者の他事業者のビル&キープ方式に係る合意の状況について確認するための措置をとるべきか。
 - ・ 指定設備設置事業者が接続料の選択肢としてビル&キープを取り入れることが可能となれば、当該精算方式を適用する事業者数の推移にもよるが、この精算方式が事業者間の標準的な精算方式となり得る可能性がある【第69回会合・ZIP Telecom】

問(佐藤構成員 → 指定設備設置事業者)

指定設備設置事業者の選択可能化については先行して議論していくべきと考えるが、その前提として、指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能となることが公正競争に与える効果について教えていただきたい。

(NTT東日本・西日本回答)

- 他の事業者からも指摘があったように、着信接続料の協議においては下記のような課題があるため、2社間の協議のみで円滑に合意を図ることができるとは限らず、結果、不当に高額な接続料の適用が継続し、事業者間の公平性が損なわれる懸念があると考えます。
 - ・ 具体的な算定根拠の作成・提示が困難なこと、
 - ・ 提示された情報の妥当性の確認が困難なこと、
 - ・ 指定設備事業者の接続料をベンチマークとして用いるとしても、相手方のネットワーク構成等の確認が困難なため、用いるベンチマークが適切かどうかの判断が困難なこと
- 現に、当社においても、一部の事業者より、算定根拠の提示がないまま独自に算定した当社接続料水準を上回る単金を設定する、あるいは、自社網がPSTNに相当するとして、ひかり電話より高額なPSTN接続料水準のみを設定することが妥当との主張がなされ、結果、長期にわたり未合意の状況が続くケースが発生していた事例があります。
- 一方、ビル&キープ方式の選択が可能となれば、上記の着信接続料の協議に係る課題を解消することが可能となり、事業者間の公平性確保が図られるものと考えます。
- また、ビル&キープ方式を採用する場合、トラヒックポンピングのような不適切なビジネスモデルを抑止・是正することが可能となるという点でも、着信接続料に係る事業者間の公平性確保に資するものと考えます。

(NTTドコモ回答)

- ビル&キープ方式が選択可能となり、同方式が普及すれば、自社のネットワークコストの削減効果をそのままユーザ料金等に反映できるようになるため、利用者利便の向上につながることが期待されます。
- また、紛争している事業者との間で個別にビル&キープ方式が選択可能となれば、トラヒック・ポンピングのような不適切なビジネスモデルの是正につながることも期待されます。例えば、裁定方針において、近似的に他の費用等を用いることが困難な場合にビル&キープ方式を採用するようにすることで、総務大臣裁定を通じた事業者間の合意がなされることを想定しています。
- なお、合意に基づき個別にビル&キープ方式を選択している指定設備設置事業者が、他の事業者と合理的な理由なく同方式を選択しないということがなければ、公正競争上の懸念はないと考えます。

問(佐藤構成員 → 指定設備設置事業者)

指定設備設置事業者の選択可能化については先行して議論していくべきと考えるが、その前提として、指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能となることが公正競争に与える効果について教えていただきたい。

(KDDI回答)

- ビル&キープ方式導入は個社の判断に委ねるのではなく、全事業者同時期、一律導入とすべき。その理由は以下のとおり。
 - ・ 2者間の個別の合意により導入する場合は相手事業者との接続料収支の損得勘定を考慮するため、収支が黒字の事業者が同意する可能性は極めて低い。
 - ・ ビル&キープ方式賛成事業者であっても、個社ごとの協議が条件であれば個々の接続料収支を重視せざるを得ないため、ビル&キープを採用できるケースは稀と想定。
 - ・ 特に、トラヒック・ポンピングの疑いがある事業者(=接続料収支は大幅黒字)からは同意を得られない。
- 指定設備事業者がビル&キープ方式を選択可能となるだけでは、上記のとおり状況に変化は生じないため、特段の効果は期待できない。
- なお、全事業者同時期、一律導入を原則としつつ、2者間の個別の合意があればビル&キープ以外の方法(現状どおりの接続料精算を含む。)を採用可能とすることは考慮しても良い。

(ソフトバンク回答)

- 本研究会第68回会合(追加質問回答)の通り、ビル&キープ方式については事業者にとってそもそも大きなコスト削減は見込まれず、その他に期待されるメリットも特段ないものと考えており、エンドユーザにとっても確実なメリットは期待できないと考えているため、指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能になった場合であっても公正競争上好影響があるものとはまでは言えない。
- 現状少なくとも第一種指定電気通信設備設置事業者はビル&キープ方式を採用できないため、その他の事業者が第一種指定電気通信設備設置事業者との間でビル&キープ方式を採用したくても制度上できない状態が解消され、協議により採用することが可能になるという効果はある。
- なお、前提として仮に指定設備設置事業者もビル&キープ方式の選択が可能になった場合であっても、あくまでも2社間で合意できた場合に導入されるもの。その上でビル&キープ方式採用の協議においては立場の優位性を活用し、ビル&キープ方式の採択が強制されることがないように留意する必要がある。

- ビル&キープ方式を原則化することについては、引き続き、様々な観点から丁寧な議論を要するところ、以上のような効果等を踏まえ、まずは部分的な導入を図る方策として指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能とすることについて、どのように考えるか。